

🔊 建築基準法 定期報告制度に関するお知らせ 🔊

～ 令和7年7月1から、調査・検査項目や結果表の一部が改正されます ～

国土交通省の告示が改正され、令和7年7月1日から、定期報告制度の内容が見直されます。

(改正の詳細は、国土交通省ホームページに掲載されています。)

🔍 主な改正内容

1. 定期調査・検査項目の重複の解消や合理化を行っています。

- ▶ 特定建築物の定期調査と定期検査(建築設備・防火設備等)において重複した項目が、定期検査にまとめられました。

2. 新技術による調査・検査が可能となります。

- ▶ 定期調査・検査を実施するものが目視と同等以上の情報が得られると判断した方法(赤外線装置・可視カメラ等)による調査・検査が可能となります。

3. 様式が改正されます。

- ▶ 報告書に添付する調査・検査結果表の様式が改正されるため、最新の様式で報告が必要です。

💡 新潟市における主な対応

市細則を改正し、項目を追加します。(令和7年7月1日施行)

- ▶ 『各階の主要な常時閉鎖式防火扉』は、特定建築物の定期調査の項目となります。

経過措置として報告期限を延長します。

- ▶ 令和7年のみ、報告の期限を令和7年11月28日までとします。

今後、調査項目の見直しを実施する予定です。(令和7年10月施行予定)

- ▶ 国の告示改正に伴って、特定建築物の定期調査から除外された建築設備等に関する一部項目について、特定建築物の定期調査に追加することを検討しており、この内容について、パブリックコメント(市民意見募集)を実施予定です。

🏢 調査・検査を実施される皆様へ

- * 調査・検査の着手日が、**令和7年7月1日以降**となる場合は、改正後の内容で調査・検査を実施してください(旧様式の調査・検査結果表での報告は受理されない場合があります。)。
- * 新潟市ホームページから、改正後の調査・検査結果表をダウンロードできます。

🔗 関連リンク

- * 国土交通省の改正情報
https://www.mlit.go.jp/jutakukentiku/build/jutakukentiku_house_tk_000039.html
- * 新潟市の最新情報(定期報告)
<https://www.city.niigata.lg.jp/kurashi/jyutaku/kenchiku/kanri/teiki.html>



【国土交通省】



【新潟市】